

姫路市条例第 61 号

平成26年12月22日

姫路市長 石見利勝

姫路駅北にぎわい交流広場条例を公布する。

姫路駅北にぎわい交流広場条例

(設置)

第1条 「城を望み、時を感じ人が交流するおもてなし広場」として市民にくつろぎとにぎわいの空間を提供し、もって市民相互の交流及び中心市街地の活性化に寄与することを目的として、姫路駅北にぎわい交流広場（以下「にぎわい交流広場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 にぎわい交流広場の位置は、次のとおりとする。

姫路市駅前町188番4

(施設)

第3条 にぎわい交流広場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) キャッスルガーデン
- (2) キャッスルガーデン北広場
- (3) 中央地下通路
- (4) キャッスルビュー
- (5) 連絡デッキ
- (6) 駅西地下連絡通路

(事業)

第4条 にぎわい交流広場は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) くつろぎ及びにぎわいのための場を提供すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、にぎわい交流広場の設置目的を達成するために必要な事業

(利用時間等)

第5条 キャッスルガーデン、中央地下通路及び駅西地下連絡通路を利用することができる時間は、次に掲げる利用開始時間から利用終了時間までとする。

(1) 利用開始時間 午前5時から午前6時までの間において、市長が規則で定める時間

(2) 利用終了時間 午後11時から午後12時までの間において、市長が規則で定める時間

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、利用開始時間及び利用終了時間を変更することができる。

(使用許可)

第6条 次の各号に掲げる施設の全部又は一部を、それぞれ当該各号に定める行為を実施する目的で占有使用をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) キャッスルガーデン、キャッスルガーデン北広場及び中央地下通路

ア 不特定多数の者の飲食、買物等の場の用に供すること。

イ 不特定多数の者を対象に興行をすること。

ウ 公益的な募金その他これに類する行為をすること。

エ 展示会、集会その他これらに類する催しをすること。

オ 広告物又はこれに類する物の表示及び情報発信を行うこと。

(2) キャッスルビュー及び連絡デッキ 公益上必要と認められる行為（物品の販売その他の営利行為は除く。）

2 市長は、使用許可に際し、にぎわい交流広場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) にぎわい交流広場の設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) にぎわい交流広場の施設、施設の附属設備、器具、備品等（以下これらを「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (4) にぎわい交流広場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) その他市長が不適當と認めるとき。

（目的外使用の禁止等）

第8条 第6条第1項の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）

は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（許可の変更等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可条件に違反してにぎわい交流広場を使用したとき、又は使用しようとするとき。
- (2) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不適當と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が、公用、保安又は管理上の都合により特に必要と認めるとき。

（使用料）

第10条 使用者は、別表に定める額の使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 使用者は、附属設備を使用するときは、規則で定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第11条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第9条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合により施設を使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、その使用する施設等を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 使用者は、市職員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第14条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。ただし、市長が原状に復すの必要がないと認めるときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第15条 何人も、にぎわい交流広場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) にぎわい交流広場の施設等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 許可なくして寝泊まりすること。
- (6) 許可なくして火気を使用すること。

(7) 許可なくして車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、にぎわい交流広場の利用及び管理に支障がある行為をすること。

(入場の拒否、退場の命令等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、にぎわい交流広場への入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に掲げる者のほか、にぎわい交流広場の管理上の必要な指示に従わない者

2 使用者は、前項第1号に該当する者が入場したときは、速やかに市長に連絡し、又はその他必要な措置をしなければならない。

(利用の制限又は禁止)

第17条 市長は、にぎわい交流広場の管理上必要があると認めるときは、にぎわい交流広場の全部又は一部の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害の賠償)

第18条 にぎわい交流広場の施設等を汚損し、損傷し、若しくは亡失した者又は第14条第3項前段に規定する義務を履行しない者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、使用許可その他にぎわい交流広場を供用するために必要な準備行為をすることができる。

別表 (第10条関係)

施設	行為	単位	1日当たりの使用料
キャッスルガーデン	第6条第1項第1号アに掲げる行為	1平方メートルにつき	100円
	第6条第1項第1号イに掲げる行為	1平方メートルにつき	200円
	第6条第1項第1号ウに掲げる行為	1件につき	1,000円
	第6条第1項第1号エ及びオに掲げる行為	1平方メートルにつき	30円
キャッスルガーデン北広場	第6条第1項第1号アに掲げる行為	利用時間8時間まで1平方メートルにつき	100円
		8時間を超えた利用時間1時間ごとに1平方メートルにつき	15円
	第6条第1項第1号イに掲げる行為	利用時間8時間まで1平方メートルにつき	200円
		8時間を超えた利用時間1時間ごと	25円

		に1平方メートルにつき	
	第6条第1項第1号ウに掲げる行為	1件につき	1,000円
	第6条第1項第1号エ及びオに掲げる行為	利用時間8時間まで1平方メートルにつき	30円
		8時間を超えた利用時間1時間ごとに1平方メートルにつき	5円
中央地下通路	第6条第1項第1号アに掲げる行為	1平方メートルにつき	100円
	第6条第1項第1号イに掲げる行為	1平方メートルにつき	200円
	第6条第1項第1号ウに掲げる行為	1件につき	1,000円
	第6条第1項第1号エ及びオに掲げる行為	1平方メートルにつき	30円

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる期間が1日に満たないとき、又はその期間に1日未満の端数があるときは、これを1日として計算する。

2 使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算する。